

厚生省告示第24号（平成12年2月10日）

## 厚生大臣が定める地域を定める件

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号）の規定に基づき、厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

### 厚生大臣が定める地域

- 一 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び同法第42条第1項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び同法第47条第1項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生大臣が別に定めるもの